■ 令和5年度研修概要

令和5年3月 鳴門市企画総務部人事課

[目次]

:	令和5年度	研修計画	画																			
1 基	基本	方 釒	† •	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	• 2
2 6	研修体	系 区	₹ •		• •				•		•		•	• •	•		•	•	•	• •	•	• 4
(1)	开修計画 附層別研(総 括 表 修	· · ·		• • •	• • •			•			• •		•			•	•	• •		•	• 5
)職務別研()課題別研(修 修	• • •	• •	• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	• 6
) 派遣研修		• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	• 8
4 F	市主催研修 写	実施要領	頁																			
"若"	手 • 女性職 理監督者等(員の活のスプラ	躍支援	髪" ブ トカ <i>ロ</i>	ログ	ラム		• i= /	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	, •	•	• 9
"小	连监督有寺(務員倫理•:	ハイベン	ンスノ ラフン	トルV. フの答	カリエ なた。"	・ プロ	ロン	' ノL	7.				•		• •	•	•		•	•	•	. 11 . 12
	カ兵冊哇。. 権意識の醸!	コノノ . 成"プロ	ノゲ <i>ン.</i> コグラ	へい ハ • •	• •	ノ ロ	ر را • •	• •	•		•			•							•	. 15
	民対応・接																					
	ミュニケー																					
)他プログラ																					
= :	令和4年度	職員研修	修実績	表																		
1	市主催研修県主催研修	多 •	• • •		• •	• •	• •	• •	•	• •		•	• •	•	• •	•		•	•	•	• •	20
2	県主催研修	多•	• • •	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •		•	• •	•	• •	•		•	•	•	•	22
3	その他のな	开修 •	• • •		• •	• •	• •	• •	•	• •		•	• •	•	• •	•		•	•	•	• •	23
4	派遣研修	• •	• • •	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	23
■ 7	研修受講に	際しての	の留意	点																		
1	研修受講者 所属長・斯	者として	この心林	構え	•	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	24
2	所属長・耶	哉場の皆	当さん/	へのお	願い		• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	24
	鳴門市職員	研修規種	程 •						•		•			•		•		•	•	•	• •	25

■令和5年度研修計画

1 基本方針

地方自治体を取り巻く環境は、少子・高齢化、高度情報化やグローバル化、さらに危機管理に対する意識の向上や環境に対する関心の高まり等により、大きく変化しています。また、地方分権が進展する中で、これからの地方自治体は、自己決定・自己責任のもと、高度化、多様化する市民ニーズや社会・経済情勢の変化に適切かつ迅速に対応していかなければなりません。

本市においても、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、常に意欲を持って職務に取り組むことはもとより、高度な専門知識と幅広い見識を持ち、市民と協働して課題を解決し、効率的、効果的に行財政運営を担うことのできる職員を組織的、計画的に育成していく必要があります。

このことから、第3次鳴門市「人財」育成基本方針に基づき、次の「目指すべき職員像」を目標に、職員の意識改革と能力開発、資質向上を積極的に推進するため、効率的・効果的な各種研修の実施に努めます。

(1)目指すべき職員像

- ▶ 全体の奉仕者としての自覚のもと、「誠実・公平・公正」に職務を遂行するとともに、親切で丁寧な対応により、市民から信頼される「高い倫理観と使命感を持った職員」
- ▶ 自らの職務に誇りと責任を持ち、幅広い視野と先見性を備え、政策形成能力を発揮することにより、 行政課題に的確に対応する「プロ意識を持った職員」
- ▶ 市民と行政の力を結集して自立したまちづくりに努め、常に問題意識を持って情報を積極的に収集・発信し、率先して地域の課題解決に努める「市民と協働する職員」
- ▶ 多様化・高度化する市民ニーズに対応し、満足できるサービスを提供するため、社会情勢の変化を 敏感に捉え、課題を発見し、前例にとらわれない発想を心がけ、積極的に取り組む「挑戦する意欲を 持った職員」
- ▶ 個々の事務事業を効果的に推進するため、最小の経費で最大の効果を挙げることのできるように、 効率的な行財政運営に努める「コスト意識を持った職員」

(2) 重点事項

"若手・女性職員の活躍支援"

自ら考え行動する職員の育成強化に向けて、階層や経験年数など職員の成長段階に合わせた研修を 充実させ、若手職員の能力開発・意欲向上を図ります。

また、女性職員が自らのキャリアと向き合い、キャリアプランを描くことにより、さらに意欲を持って主体的に業務に取り組み、最大限の能力を発揮することができるよう、キャリア形成を支援します。

"管理監督者等のマネジメントカの向上"

管理職員等の意思決定の迅速化、職員の能力や意欲を最大限に引き出すリーダーシップの習得を図るため、管理監督的立場にある職員のマネジメント力を養成する研修を実施し、人が育つ職場づくりを推進します。

"公務員倫理・コンプライアンスの徹底"

公務員には高い倫理観と使命感が求められており、公正・公平な業務遂行が市民の信頼獲得につながっています。市民の信頼は、市民協働のまちづくりに欠かせないものであり、職員一人ひとりが常に高い倫理観と使命感をもって行動できるよう、研修をはじめ、あらゆる機会を捉えて、法令遵守の自覚と責任ある行動を全ての職員に定着させるよう取り組みます。

"人権意識の醸成"

すべての人の人権が尊重される社会を築くため、人権に関するさまざまな課題への理解を深め、積極的にその解決に取り組むことができるよう、各職階に応じた人権問題研修を実施し、豊かな人権感覚を養います。

"市民対応・接遇能力の向上"

市民満足度向上のため、市民対応についての考え方やスキルを学び、市民の立場に立った接遇力や説明力の向上を図ります。

また、障がい者に関する法令や障がい者への配慮事項、職員の責務などについて学び、障がいや障がい者に関する職員の関心と理解を深め、より質の高い行政サービスの提供を目指します。

"コミュニケーションの活性化"

職員が能力を発揮し、組織として成果を上げるためには、良好な人間関係の形成が不可欠です。コミュニケーションは、職場や市民との人間関係を築くため、また、メンタルヘルスケアなど様々な側面において求められる能力として重要であることから、職務を円滑に遂行するためのコミュニケーションの活性化を目指します。

"専門性の高い人材の育成"

広範にわたる行政分野と高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、専門的な研修を行う研修機関(自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等)に職員を派遣し、幅広く情報収集を行い、高い識見と広い視野を持った職員を育成します。

※県外への派遣研修は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により実施を判断。

職員研修 職場外研修 階層別研修

市主催

- •新規採用職員研修
- •参画型人権問題啓発推進者養成講座
- •人権行政研修
- •人権問題啓発推進者養成講座
- ·新規採用職員地域貢献力向上研修
- ・ 先輩職員との座談会
- ・定年延長者向け研修

職務別研修

市主催

• 処務• 経理事務研修

課題別研修

<u>市主催</u>

- •人事評価者研修
- (部課長/新任評価者/その他評価者)
- •接遇研修
- 個人情報及び特定個人情報保護研修
- ・ハラスメント対策研修
- •公務員倫理研修
- •簿記研修
- •普通救命講習会
- •交通安全講座
- •防災研修
- •障害平等研修
- ・メンタルヘルス研修
- •女性活躍推進研修(若手職員)
- ・ダイバーシティ推進研修
- ·OJT研修(指導者)
- OJTステップアップ研修
- ・マネジメント研修
- タイムマネジメント研修
- ・市民との協働によるまちづくり研修
- ・庁内出前講座(各課の申出により実施)

県自治研修センター主催

- •新規採用職員研修(前期)
- •新規採用職員研修(後期)
- ・職員研修 I(4年経過者)
- •法制執務講座(5年経過者)
- ·職員研修Ⅱ(8年経過者) •係長級研修
- •課長補佐級研修
- •課長級研修

県自治研修センター主催

- ・メンター(新人職員指導者)養成講座
- •税務職員研修
- ·【新】契約事務研修
- •財務事務研修
- ・発達が気になる子と保護者支援研修
- ・災害マネジメント支援員養成講座
- •住家被害認定調査員研修
- •【新】再任用•定年延長者受入研修

県自治研修センター主催

- ・障がい者雇用受入体制支援講座
- 育休等復帰支援講座
- ・ダイバーシティ推進講座
- ・【隔年実施】事例で学ぶ民法講座(前編・後編)
- •行政不服審査法実務対応研修
- •情報技術支援講座
- ・自然災害のリスクマネジメント講座
- •災害時受援対応研修
- ·SDGs講座
- ・快適な職場づくり研修
- ·自治体DX推進講座
- ・【新】自治体の広報&PR講座

派遣研修等

- ·自治大学校(第2部課程、第1部·第2部特別課程)
- •市町村職員中央研修所
- •全国市町村国際文化研修所
- ・全国建設研修センター
- ·四国地方整備局研修所

自己啓発

------・通信教育等による自己啓発

3 研修計画総括表

(1) 階層別研修 (★印は県自治研修センター主催の研修へ派遣) *予定人員は出席予定人数

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
1	新規採用職員研修	新規採用職員	17人	R5.4.3~11	6.5	
2	先輩職員との座談会	新規採用職員	17人	R5.6·9·12·R6.3	4	
3	参画型人権問題啓発推進者 養成講座	新任管理職 未受講者	16 人	R5.5	0.3	
4	人権問題啓発推進者養成講座	2年目係長級職員 未受講者等	13 人	R5.6~11	0.2	5
5	新規採用職員地域貢献力向上研修	新規採用職員	14 人	R5.6·10·11	1.0	3
6	人権行政研修	各所属長	60 人	R5.11	0.4	
7	★新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	14 人	①R5.5.9~10 R5.5.17~19 ②R5.5.11~12 R5.5.17~19	5.0	
8	★新規採用職員研修(後期)	新規採用職員	14 人	①R5.10.12~13 未定 ②R5.10.19~20 未定	4.0	
9	★職員研修 I ・合同研修 1 日 ・班別研修(1 コース選択)	4 年経過職員 (H31 採用者) 未受講者	14 人	合同:R5.6.20 班別: ①R5.7.13 ②R5.12.8 ③R5.11.14 ④R5.12.15 ⑤R5.9.26 ⑥R5.10.31 ⑦R5.7.14	1.5 ~ 2.0	
10	★法制執務講座	5 年経過職員 (H30 採用者) 未受講者	22 人	未定	1.0	
11	★職員研修Ⅱ ・合同研修1日 ・班別研修(1コース選択)	8 年経過職員 (H27 採用者) 未受講者	7人	合同:R5.6.13 班別: ①R5.11.30 ②R5.11.10 ③R5.8.2 ④R5.12.14 ⑤R5.9.27 ⑥未定 ⑦R5.8.24 ⑧R5.9.29	1.5 ~ 2.0	

(1) 階層別研修 (★印は県自治研修センター主催の研修へ派遣) (前頁からの続き)

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
12	★係長級研修 ・合同研修 1 日 ・班別研修(1 コース選択)	新任係長級職員 未受講者	17人	合同:①R5.6.27 ②R5.6.28 班別: ①R5.8.21 ②R5.10.3 ③R5.12.1 ④R5.7.10 ⑤R5.11.9 ⑥R5.11.6	1.5 ~ 2.0	
13	★課長補佐級研修 ・合同研修 1 日 ・班別研修(1 コース選択)	新任副課長級職員 未受講者	19人	合同:R5.7 班別: ①R5.11.15 ②R5.8.8 ③R5.9.28 ④R5.11.17 ⑤R5.11.21 ⑥R5.7.18	2.0	
14	★課長級研修 ・合同研修 1 日 ・班別研修(1 コース選択)	新任課長級職員 未受講者	8人	合同:R5.8 班別: ①R5.11.1 ②R5.8.9 ③R5.11.2 ④R5.8.22	2.0	
15	定年延長者向け研修	50 代後半の 定年延長対象者	20 人	R6.2	2.0	2

(2) 職務別研修 (★印は県自治研修センター主催の研修へ派遣) *予定人員は出席予定人数

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
1	処務・経理事務研修	庶務担当者 希望者	50 人	R5.4	0.5	
2	★メンター(新人職員指導者)養成講座	新人職員配属課 職員、希望者	50 人	R5.6.2	0.5	2
3	★税務職員研修	希望者	50 人	未定	4.0	
4	★契約事務研修	希望者	50 人	R5.7.12	1.0	
5	★財務事務研修	希望者	50 人	R5.6.29 R5.6.30	2.0	
6	★発達が気になる子と保護者支援 研修	希望者	50 人	R5.8.3	0.5	
7	★災害マネジメント支援員 養成講座	希望者	50 人	未定	1.0	
8	★住家被害認定調査員研修	希望者	80 人	未定	2.0	

(3) 課題別研修 (★印は県自治研修センター主催の研修へ派遣) *予定人員は出席予定人数

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
1	人事評価者研修	①部課長職員 ②係長2年目~ 副課長級職員 ③新任係長職員	①50 人 ②200 人 ③20 人	①R5.4.13 ②R5.4 ③R5.4.14	0.2 0.15 1.0	2
2	鳴門市行財政改革計画 シン・スーパー改革プランに係る 職員研修	全正規職員	500 人	R5.4		
3	接遇研修	全職員 (各所属から1名以上)	100 人	R5.5	0.15	4
4	OJT研修(指導者向け)	係長級職員 (各所属から1名以上)	50 人	R5.6	0.3	2
5	タイムマネジメント研修	若手~中間層職員	50 人	R5.7	0.3	2
6	マネジメント研修	管理職 (各所属から1名以上)	50 人	R5.7	0.3	2
7	個人情報及び特定個人情報保護研修	マイナンバーを取り 扱う所属の全職員	200 人	R5.7	0.1	
8	女性活躍推進研修(若手職員向け)	若手~中間層女性 職員	50 人	R5.7	0.2	2
9	ダイバーシティ研修 (管理職候補者向け)	係長級職員	50 人	R5.8	0.2	2
10	ハラスメント対策研修	全職員 (各所属から1名以上)	60 人	R5.9	0.3	2
11	公務員倫理研修	全職員 (各所属から2名以上)	100 人	R5.9	0.15	3
12	簿記研修	新規採用職員及び 受講希望者	15 人	R5.9~11	0.2	15
13	OJT ステップアップ研修	O J T研修(指導 者向け)受講者	50 人	R5.10	0.3	2
14	障害平等研修	係長以下の職員 (各所属から1名以上)	50 人	R5.10	0.3	2
15	市民との協働によるまちづくり研修	係長級・新採職員 (各所属から1名以上)	50 人	R5.10	0.3	2
16	交通安全講座	全職員	800 人	R5.11	0.1	25
17	普通救命講習会	新規採用職員 及び未受講者	50 人	R5.12	0.3	4
18	防災研修	全正規職員	500 人	R5.12	0.1	12
19	メンタルヘルス研修	全職員 (各所属から1名以上)	60 人	R5.1	0.3	2

(3) 課題別研修 (★印は県自治研修センター主催の研修へ派遣) (前頁からの続き)

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
19	庁内出前講座	認知症サポーター 養成講座	50 人	R5.9~10	0.1	
20	★快適な職場づくり研修	希望者	50 人	R5.8.18	0.5	
21	★障がい者雇用受入体制支援講座	希望者	50 人	未定	1.0	
22	★育休等復帰支援講座	希望者	25 人	R5.11.28	0.5	
23	★ダイバーシティ推進講座	希望者	50 人	R5.10.6	0.5	
24	★法制執務講座	希望者	50 人	未定	1.0	
25	★事例で学ぶ民法講座 (前編・後編)	希望者	50 人	未定	2.0	
26	★行政不服審査法実務対応研修	希望者	50 人	R5.12.7	0.5	
27	★大学との連携講座 情報技術支援講座 自然災害のリスクマネジメント講座	希望者	25 人 25 人	未定	0.5 1.0	
28	★災害時受援対応研修	希望者	50 人	未定	0.5	
29	★SDG s講座	希望者	50 人	未定	1.0	
30	★自治体DX推進講座	希望者	50 人	未定	1.0	
31	★再任用・定年延長者受入研修	希望者	50 人	R5.11.27	0.5	
32	★自治体の広報&PR講座	希望者	50 人	R6.1.11	1.0	

(4) 派遣研修 *予定人員は出席予定人数

No	研修名	対象者	予定 人員	実施時期	日数	回数
1	自治大学校	希望者又は 所属長推薦者	2 人	R5.4~R6.3		
2	市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー)	希望者又は 所属長推薦者	12 人	R5.4~R6.3	3 ~ 11	
3	国土交通省四国地方整備局研修所	希望者又は 所属長推薦者	2 人	R5.4~R6.3	3~5	
4	全国建設研修センター	希望者又は 所属長推薦者	1人	R5.4~R6.3	3~5	

■ 令和4年度職員研修実績表

1 市主催研修

THE Life La principal	研修年月日	受	講人	員	/++ 1 -7	1-1 A W.
研修内容	研 修 場 所	男	女	計	備考	対象者数
新規採用職員研修	R4.4.1~11 共済会館3階大会議室 他	6	7	13	6. 5日	
処務·経理事務研修	R4.4.22~5.20 共済会館3階大会議室	8	15	23	オンデマンド	
人事評価者研修(部長及び所属長)	R4.4.14 共済会館3階大会議室	20	4	24	2回実施	
人事評価者研修(係長2年目~副課長)	R4.4.22~5.20 共済会館3階大会議室	88	40	128	オンデマンド	
人事評価者研修(新任係長)	R4.4.15 共済会館3階大会議室	7	2	9		
人権問題啓発推進者養成講座 (第1回)	R4.8.5 うずしお会館2階会議室	7	6	13		
人権問題啓発推進者養成講座 (第2回)	R4.8.19 ボートレース鳴門なるちゃんホール	6	6	12	中止につきオ ンデマンド	
人権問題啓発推進者養成講座 (第3回)	R4.10.5 共済会館3階大会議室	7	6	13		
人権問題啓発推進者養成講座 (第4回)	R4.11.14 人権福祉センター 他	5	6	11		
人権問題啓発推進者養成講座 (第5回)	R4.12.2 うずしお会館2階会議室	4	5	9		
接遇研修	R4.4.19 共済会館3階大会議室	18	9	27	2回実施	
セルフリーダーシップ研修	R4.4.28 共済会館3階大会議室	19	17	36	2回実施	
マネジメント研修	R4.5.2 共済会館3階大会議室	23	12	35	2回実施	
OJT指導者向け研修	R4.5.2 消防庁舎3階会議室	20	15	35	2回実施	
時間外勤務に関する研修	R4.5.12 共済会館3階大会議室	5	2	7	2回実施	
参画型人権問題啓発推進者養成講座	R4.5.17 消防庁舎3階会議室	8	4	12		
特定個人情報保護研修	R4.12.5~R5.1.13	46	68	114	オンデマンド	
防災研修 ※集合+オンデマンド研修	R4.6.23 ウズホール	183	120	303	集合+オン デマンド	
タイムマネジメント研修	R4.7.7 共済会館3階大会議室	21	19	40	2回実施	
OJT監督者向け研修	R4.7.12 共済会館3階大会議室	23	11	34	2回実施	
SDGs de 地方創生研修	R4.7.15 うずしお会館2階会議室	19	11	30		
部下のモチベーション向上研修	R4.7.20 共済会館3階大会議室	21	13	34	2回実施	
女性活躍推進研修(若手職員向け)	R4.8.8 共済会館3階大会議室	0	29	29	2回実施	
自治体向け申込み・アンケートフォーム (LoGoフォーム)の活用研修	R4.8.9 共済会館3階大会議室	7	11	18		
ハラスメント対策研修	R4.8.12 共済会館3階大会議室	19	19	38	2回実施	

ハードクレーム研修	R4.8.23 共済会館3階大会議室	16	14	30	2回実施	
女性活躍推進研修(管理職候補者向け)	R4.8.26 共済会館3階大会議室	0	33	33	2回実施	
公務員倫理研修	R4.9.2 共済会館3階大会議室	32	34	66	3回実施	
簿記研修	R4.9.5~10.24 共済会館3階大会議室	4	7	11	15回実施	
認知症サポーター養成講座 ※オンデマンド研修	R4.11.28~12.28	20	17	37		
障害平等研修	R4.10.21 消防庁舎3階会議室	13	12	25	2回実施	
OJTステップアップ研修	R4.10.27 共済会館3階大会議室	8	9	17	2回実施	
交通安全講座	R4.11.1~11 共済会館3階大会議室	329	248	577	25回実施	
新規採用職員地域貢献力向上研修 (人権文化祭参加)	R4.11.14 人権福祉センター 他	3	6	9		
行政マネジメント研修	R4.11.14 うずしお会館2階会議室	32	6	38	2回実施	
人権行政研修(所属長) ※ヒューマンライツメッセージなるとへ参加	R4.12.2 うずしお会館2階会議室	14	3	17	会場参加 +オンデマンド	
普通救命講習会	R4.12.21 消防本部3階会議室	20	22	42	4回実施	
インボイス対応研修	R4.12.23 共済会館3階大会議室	23	34	57	3回実施	
メンタルヘルス研修	R5.1. 共済会館3階大会議室	17	16	33	2回実施	
	小 計	1,121	918	2,039		

2 県自治研修センター主催研修

研修内容	研修年月日	受	講人	員	備考	対象者数
WI IS II AT		男	女	計	MH 77	八多有数
新規採用職員研修(前期)	R4.5.11~12、24~26(1班) R4.5.18~19、24~26(2班)	4	7	11	5日	
メンター(新人職員指導者)養成講座	R4.6.3	3	7	10		
係長級研修 ※班別研修:一部オンライン研修	R4.6.9~R4.11.11	8	5	13	合同1日 班別0.5~1日	
職員研修Ⅱ ※班別研修:一部オンライン研修	R4.6.15~11.7	2	2	4	合同1日 班別0.5~1日	
法制執務講座 ※オンライン研修	R4.7.22	4	4	8		
課長補佐級研修 ※合同研修:オンデマンド研修	R4.7.1~R4.11.25	9	5	14	合同1日 班別0.5~1日	
課長級研修 ※合同研修:オンデマンド研修、斑別研修:一部オンライン研修	R4.6.7~10.31	6	2	8	合同1日 班別0.5日~1日	
職員研修 I ※班別研修:一部オンライン研修	R4.7.6~R4.9.30	7	4	11	合同1日 班別0.5日~1日	
育休等復帰支援講座	R4.11.28	1	3	4		
新規採用職員研修(後期) ※一部オンライン研修	R4.10.11~12、18~19(1班) R4.10.11~12、24~25(2班)	4	7	11	4日	
障がい者雇用受入体制支援講座	R4.6.17	0	2	2		
特定個人情報保護研修	R4.6.24	0	1	1		
住家被害認定調査員研修(第1回) ※オンライン研修	R4.7.5	2	1	3		
住家被害認定調査員研修(第2回) ※オンライン研修	R4.11.14	0	1	1		
発達が気になる子と保護者支援研修 ※オンライン研修	R4.6.27	2	5	7		
課題解決力養成講座	R4.7.12	0	2	2		
徳島県災害マネジメント支援員講座 ※オンデマンド研修	R4.7.8~7.29	0	1	1		
自治体DX推進講座	R4.8.23	0	1	1		
税務職員研修 ※一部オンライン研修	R4.9.5~7,6,21	2	5	7		
ダイバーシティ推進研修	R4.9.20	1	0	1		
ロジカル・プレゼン研修	R4.9.30	2	0	2		
情報技術支援講座 ※オンライン研修	R4.10.20	1	0	1		
自治体法務検定	R4.11.10	1	0	1	2科目×1人	
災害時受援対応研修	R4.11.18	2	1	3		
市町村財務事務研修	R4.11.24~25	1	4	5		
行政法入門講座	R4.12.14	0	1	1	予定	
	小 計	62	71	133		

3 その他の研修

研	修	修 内	容	研修年月日		受講 人員			備考	対象者数		
47Т	115	P J	47	研 修	修	場	所	男	女	計	1	刈
若手職員育	式事業(<u>)</u>	第2期)		R4.4.1 ² 徳島大		.31		1	0	1	徳島県町村 会主催	
					小	計		1	0	1		

4 派遣研修

研 修 内 容	研修年月日	受	講人	員	備考
柳 修 門 谷	研 修 場 所	男	女	計	/佣 /与
地方公営企業経営の基本〜財務会計と 新経営手法〜	R4.6.8~6.10 国際文化アカデミー	0	1	1	
自治体におけるSNSの活用	R4.7.6~7.8 国際文化アカデミー	1	0	1	
会計検査事務のポイント	R4.10.6~10.7 国際文化アカデミー	1	0	1	
介護保険実務〜制度と運用〜	R4.10.24~28 国際文化アカデミー	0	1	1	
自治体の広報〜住民に読まれ、親しまれ る広報を目指して〜	R4.10.31~11.2 国際文化アカデミー	0	1	1	
これからの農業を考える	R4.11.30~12.2 国際文化アカデミー	1	0	1	
鳥獣被害と自治体の対応	R5.1.25~1.27 国際文化アカデミー	1	0	1	
空き家対策(基礎講座) ※オンデマンド研修	R4.6.6~12 全国建設研修センター	1	0	1	
自治大学校第2部課程 第198期	R4.11.21~R5.1.19 自治大学校	1	0	1	
自治大学校第1部·第2部特別課程 第44期	R5.1.30~R5.2.24 自治大学校	0	1	1	
第37回人権啓発研究集会	R5.1.19~20 さいたま市文化センター他	0	1	1	
	小 計	6	5	11	

【受講者合計】男性 1,190人 女性 994人 <u>合計 2,184人</u>

■ 研修受講に際しての留意点

(1) 研修受講者としての心構え

研修案内時

- ① 研修案内をよく読み、研修の内容・目的等を確認しましょう。
- ② 事前に準備する物や課題等がないか確認するとともに、申し込みが必要な研修は期限内に申し込みましょう。
- ③ 研修に参加するため、事前に業務の調整や職場内への周知を充分に行いましょう。

研修当日

- ① 研修開始5分前には会場に入り、受付を済ませ、資料等を受け取り、座席を確認しましょう。
- ② 研修開始3分前には着席し、筆記用具等の準備をしましょう。
- ③ 研修の受講にふさわしい服装に整え、必ず名札を着用しましょう。

講義中

- ① 講師への挨拶・質問への返答等は元気に行いましょう。
- ② 研修中の会場への入退出は、原則として慎みましょう。やむを得ず入退室する場合は静かに行い、講師又は研修担当へ要件を伝え、黙礼をして静かに入退室しましょう。
- ③ 研修中は、携帯電話等の電源は切っておき、他の受講者に迷惑をかけないよう心がけましょう。

休憩時間

- ① 休憩中は、他の受講生の迷惑にならないよう注意し、執務をしている課・かいを訪れ業務を妨げないようにしましょう。
- ② 喫煙は指定の場所で行い、飲み物等の容器は分別し適切に処理しましょう。
- ③ 研修を再開する時間前に着席し、私語等は慎みましょう。

研修終了時

- ① 引き続き研修が予定されている場合は、課題や準備物がないか確認しましょう。
- ② 研修が終了し退席する際は、机・椅子その他の研修用具を整え、講師への挨拶を忘れず行いましょう。

研修を受講できなくなったとき

体調の不調等により、欠席・早退する場合は、市主催研修の場合は人事課研修担当まで、他の研修機関での研修の場合は、委託研修先と人事課研修担当へ必ず連絡をしましょう。

連絡先 人事課研修担当 684-1718 (内線 181) 徳島県自治研修センター 631-8813

(2) 所属長・職場の皆さんへのお願い

研修を効果的・効率的に実施するためには、所属長をはじめ職員の皆さんの協力が必要不可欠になります。 このことから、次のことがらについて皆さんのご協力をお願いします。

- ① 所属内の職員が研修を受講することが決定した際は、研修を受講できるよう該当職員の業務を調整するなど、職員が研修に専念できるようご配慮ください。
- ② 上司として、受講前に研修の目的や内容を踏まえ、適切なアドバイスや受講のご指導をお願いします。
- ③ 研修受講後は、研修内容等についての話し合う機会を設け、研修内容等が所属内に関係する場合は所属内で通知・活用するようご配意ください。
- ④ 外部研修機関へ委託・派遣する場合は、申し込み後に受講取り消しを行うことのないよう特にご配慮ください。
- ⑤ 職員の人材育成は、管理者・監督者の責務です。研修の受講に際しては、正当な理由無く研修を受講しないことがないよう、厳格なご指導をお願いします。

■ 鳴門市職員研修規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るために行う研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の基準)

- **第2条** 研修は、職員が現在就いている職又は将来就くことが予想せられる職の職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、技能及び態度等を内容とする合理的な基準に基づき、かつ、全ての職員にその機会が与えられるよう計画実施するものとする。
- 2 市長は、前項に定める研修のほか、必要と認めるときは、職員の自己啓発に対する動機づけの機会及び援助等を与えることができる。

(研修委員会)

第3条 研修に関する総合企画その他研修に関する基本的事項について審議するため、研修委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(委員会の構成)

- 第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、職員の中から適当と認められるものを市長が命ずる。

(委員長の職務及び会議等)

- 第5条 委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。
- 4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(研修の区分)

第7条 研修は、職場外研修、職場内研修及び自己啓発とする。

(職場外研修)

- 第8条 職場外研修は、次に掲げる研修とする。
 - (1) 階層別研修 職務の階層及び勤務年数に応じ、職務の遂行上必要とされる一般的な知識等を修得する ために行う研修
 - (2) 職務別研修 特に専門的知識を要する職に就いている職員に対し、職務の遂行に必要とされる専門的 又は実務的知識及び技能を修得するために行う研修
 - (3) 課題別研修 特定の職務の遂行又は課題を解決する上で、必要とされる知識及び技能その他特別事項 について修得するために行う研修
 - (4) 派遣研修 職員を本市以外の研修機関、団体等に派遣して行う研修

(派遣研修)

- 第9条 派遣研修は、国内派遣研修と海外派遣研修とする。
- 2 国内派遣研修は、職員を国、県、学校若しくはこれらに準ずる団体又は市長が指定する法人等に派遣して、 職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能を習得させることを目的として行う。
- 3 海外派遣研修は、職員を海外に派遣して、外国の行政事情等を調査研究させることによって、職員の国際 的な視野を広めることを目的として行う。

(職場内研修)

- 第10条 職場内研修は、所属長が所属の職員に対して、日常の執務を通じ公務員としての人格と識見を高め、 職務の円滑な遂行に必要な知識、技能を修得させることを目的として行う。
- 第11条 職員は、担当業務及び市政全般の研究及び能率改善等並びに幅広い識見を養うため、自己啓発を行うよう努めなければならない。
- 2 所属長は、前項の研修に対し、適切な指導をしなければならない。

(研修実施機関)

- 第12条 階層別研修、職務別研修及び課題別研修は、人事課において実施するものとする。ただし、職務別 研修及び課題別研修については、必要があるときは各課かいにおいて人事課と協議のうえ行うことができ る。
- 2 市長は、必要と認めるときは、階層別研修、職務別研修及び課題別研修の一部又は全部を、国、県又はその他の機関に委託して実施することができる。

(講師)

第13条 研修のため必要とする講師、指導者等は、研修目的を考慮し知識と経験を有する者の中から市長が 命じ又は委嘱するものとする。

(研修生の決定)

第14条 職場外研修を受ける職員(以下「研修生」という。)は所属長又は人事課長の推薦した者の中から市 長が命ずる。

(研修に専念する義務)

第15条 研修生は、全力を挙げて研修に専念しなければならない。

(所属長の協力義務)

第16条 研修を命ぜられた職員の所属長は、その職員が研修に専念できるよう便宜を与えなければならない。

(研修効果の測定)

第17条 人事課長は、階層別研修、職務別研修及び課題別研修を修了した職員に対して、試験その他の方法 により研修効果の測定を行うことができる。

(修了証書)

- 第18条 階層別研修、職務別研修及び課題別研修を修了した職員には、原則として修了証書(様式第1号) を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては交付しない。
 - (1) 出席状況の良好でなかった者
 - (2) 前号のほか修了証書を交付することが著しく不適当と認められる者
- 2 職務別研修及び課題別研修のうち特に短期の研修を修了した職員には、前項の規定にかかわらず修了証書を交付しないことができる。

(記録及び保管)

第19条 人事課長は、様式第2号による研修受講台帳及び様式第3号による職員研修修了証書交付台帳を備え、職員の研修結果及び修了証書の交付状況を記録し、保管しなければならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は別に定める。

KH BII

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、既に職員が受講した研修については、この規程に基づく研修をそれぞれ終了したものとみなす。

附則

この訓令は、平成3年10月2日から施行する。

附即

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鳴門市職員研修規程の規定に基づき職員が受講した研修については、改正後の鳴門市職員研修規程の規定に基づき受講した研修とみなす。

附則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。